

令和5年度第1回兵庫労働局公共調達監視委員会

令和5年度第1回公共調達監視委員会を令和5年6月28日（水）に兵庫労働局会議室において開催しました。

その審議の内容は下記のとおりです。

1 審査対象期間 令和5年1月1日～令和5年3月31日

2 委員会の成立

委員全員の出席いただいています。よって委員の過半数の出席が得られていますので、本委員会が成立していることを報告いたします。

3 前回の公共調達監視委員会活動状況報告について

令和5年2月22日開催の公共調達監視委員会の活動状況については、審査案件10件について審議した結果を報告書としてまとめています。

4 公共調達審査会審議結果報告

令和5年6月21日に開催しました公共調達審査会は、委員3名全員の出席により、対象期間が令和5年1月1日から同年3月31日間の契約締結案件5件の全てを抽出し、審議した結果、全案件について、適正な処理であると判断されたことを報告いたします。

5 抽出結果の報告

抽出担当委員より、対象期間は令和5年1月1日から同年3月31日まで、対象案件5件全てを抽出し、審議の対象とする報告がなされた。

6 対象案件の審議

対象案件中4件は一般競争入札、1件は随意契約によるもので、公共調達監視委員会審議対象一覧に沿って各案件を説明。

（局）契約の件名、相手方、落札率、参加者数、予定価格の積算根拠等の説明

（委員長）何か質問・ご意見ありましたらお願いします。

（委員）競争通番3番、富士フィルム製のプリンター用トナーですが、応札が2者ということとは、もう1者は富士フィルム系になるのか、または別の事業者になるのか、差しさわりのない範囲で教えてください。

(局) もう1者が複合機用のトナーを落札している富士フィルムイノベーションジャパン(株)になります。それよりも安かったということになります。

(委員) なるほど。第一電子は富士フィルム系を扱っているということになるか。代理店ではないですか。

(局) 富士フィルム製トナーに関しては、プリンター用トナー等は富士フィルムイノベーションジャパン以外の通常の業者も扱っている。

(委員) なるほど。複合機用は今回のような感じになるか。

(局) はい。

(委員) 分かりました。

(委員長) 今のお答えで疑問がとけたが、なぜ複合機用とプリンター用で違うのか。それはメーカーでないとわからないかもしれないが。

(局) 富士フィルム製トナーの複合機とプリンターが当局に入ってきたのが、昨年末ぐらいだが、その時に富士フィルムに確認したら、複合機用のトナーは地域ごとに限られる。プリンター用は別の業者でも取り扱っている。実際に当時、例年トナーの単価契約している第一電子に確認したら同じ回答で、複合機はうちでは不可です。プリンター用であれば取扱いできるということでした。

(委員) 落札率の差が大きいので、ちょっと違和感があった。トナーの価格が高騰していたということで、予定価格を高めにしたということだが。

(局) 普段であれば、トナーに限らず、インターネットで調べた市場価格で予定価格を積算するが、トナーの価格が高騰していたし、富士フィルム製トナーを入札にかけるのも今回が初めてだったので、どういうところが入札に入ってきて、どれぐらいの価格になるのかというのが読めなかったところがあったので、定価で算定したところ、例年トナーの入札に入っている第一電子がギリギリの価格設定行ってくれたこともあって、結果として6割を切りました。

(委員) 高騰というのは通常価格のどれぐらい。1.2倍とか。

(局) 昨年からいうと5%ぐらいです。1年の間で大きく変動するので、今回は1回分という

ことで第一電子も入ってきてくれたが、年間の単価契約になると話が別で、年間で価格の変化が激しいのでなかなか折り合いがつかないということでした。

(委員) プリンター用はブラックだけですよね。

(局) はい。

(委員) コピー機はカラーがついているから単価が高いのか。儲かるのか。単価の違いもあるのかな。

(委員長) いつも議論になるが、最初に機種を決める時に、どの会社の機種を選定するかが非常に大きな判断ですね。

(局) 今回の富士フィルムの複合機とプリンターに関しては、納入自体は本省が全国的に一括的で納付されたもので、当局が入札したものではありませんでした。

(委員長) そうですね。何か必然的な要素があったのでしょうかね。

その他何かありませんか。

それでは審議の対象にいたしました競争入札 4 件、随意契約 1 件ということで合計 5 件になるが、不適切、改善すべき点はありましたか。

(委員) ありません。

(委員長) それでは、設置要綱第 5 条第 4 項のとおり、委員の多数をもって決したと認めます。

6 審議結果 (委員長)

本日、審議を行った案件について、特に不適切・改善すべき点はないということで委員会の結論といたします。

また、同要綱第 5 条第 2 項により、本日の審議内容を兵庫労働局長へ報告するとともに議事の概要を公表、ホームページへ掲載することとします。

以上で本日の議事についてはこれで終了とさせていただきます。

7 閉会